

平成24年度 第1回機関保証制度検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成24年12月14日（金）10:00～12:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠

3. 議 事

- (1) 委員長の互選
- (2) 委員長挨拶及び委員長代理の指名
- (3) 奨学金制度の概要について
- (4) 返還金の回収状況等について
- (5) 返還金回収促進策の概要等について
- (6) 機関保証制度の運用状況等について
- (7) 日本国際教育支援協会における機関保証事業について
- (8) 平成24年度機関保証制度検証委員会テーマ（案）について
- (9) 機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析について
- (10) 自由討議
- (11) 今後の日程について

4. 出席者

(◎委員)

黒木委員、鈴木委員、宗野委員、馬場委員、林委員（委員長）、阿部委員、月岡委員

(□オブザーバー)

文部科学省高等教育局 松尾学生・留学生課長、日本国際教育支援協会 井上理事長

(○機構)

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(■協会)

大森機関保証センター長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社（PWC）

5. 議事概要

- ・委員の互選により、林委員が本委員会の委員長となった。林委員長の指名により、黒木委員が委員長代理となった。

- ・月岡理事挨拶

平成16年度に創設された機関保証制度は、奨学金を必要とする学生にあまねく奨学金を受けられる機会を提供していくという教育的意義を持ち、本機構の奨学金の運営上、非常に重要な意義を持っている。そのため、機関保証制度を健全に運営することが重要である。

平成20年度より本委員会を開催しているが、徐々に機関保証制度の健全な運営の確立に向かっているという評価を頂いている。本委員会では、前回の委員会での状況等について説明し、新たな課題等についてもご審議を賜りたい。

- ・松尾課長挨拶

機関保証制度は、規模が相当大きくなった奨学金事業をバックアップする体制ということで、協会とともに一体となって事業を実施している。より良い制度となるように、ご指導を賜りたい。

- ・井上理事長挨拶

機関保証事業は、平成16年度の制度創設以来、本委員会をはじめ多方面からご指導、ご助言を賜ったおかげで、安定した事業運営を行うことができているものと考えている。

新規機関保証加入者は、平成16年度加入率は9.1%、2万9000人であったが、平成23年度には加入率が46.4%、21万9000人となった。また、平成23年度末までの徴収保証料合計額は967億円、保証の対象者は106万人である。さらに、平成23年度末の債務保証残高は1兆8800億円に達している。

代位弁済は、本格化した平成21年度以降も年々増加しており、平成23年度は74億円の代位弁済を履行した。一方、求償権の回収については、機関保証制度の安定的な運営に資するため、平成23年8月からサービサーに回収業務を委託している。また、奨学生から預かっている保証料を原資とした機関保証事業の資産運用については、将来の代位弁済に充てる重要な財源であるということから、安全かつ確実に実施している。

機関保証制度の規模の拡大に伴い、本制度の果たすべき役割の重要性もますます高まるものと考えている。そのため、本制度に対する忌憚のないご意見、ご指導を賜りたい。

- ・議事(3)～(9)について、機構、協会及び分析業務受託業者から説明を行った。

・自由討議

(質疑応答概要)

◎ 委員

3点ほど述べたい。第一に、資料8「平成24年度機関保証制度検証委員会テーマ(案)」に、求償権の回収促進として「現行の保証制度に加え、機関保証と人的保証(父母等=連帯保証)を組み合わせた制度の検討等」とあるが、第二種奨学金(海外)ではすでに人的保証と機関保証を組み合わせた保証を取り入れている。第二種奨学金(海外)について、回収や代位弁済の状況、契約体系についての情報がほしい。また、人的保証と機関保証を組み合わせた保証で連帯保証人(人的)等から回収した場合、連帯保証人(人的)等から保証機関への求償権行使があったかどうかについても調査してほしい。

第二に、機関保証制度は、保証人を立てられない人のための制度として設計されたはずである。また、機構は奨学生の採用時に与信をしていない。このことから、連帯保証人(人的)を立てたとしても、その連帯保証人(人的)の収入が少なく、本人が返還困難な状況に陥った場合に、連帯保証人(人的)も返還が困難ということも考えられる。そのため、連帯保証人(人的)を付けて保証料率を下げても、代位弁済率が上がり、資金不足となることが懸念される。

第三に、新たな保証制度を導入したとして、連帯保証人(人的)から保証機関に対して求償権の行使があった場合、職員8名という現在の体制で対応できるのか。保証機関が先に代位弁済をすればよいが、連帯保証人(人的)から求償権について裁判を起された場合、全国の裁判所に出頭しなければならない状況も想定される。制度設計をしっかりと考えないと、保証機関の事務負担が増えてしまうことになる。保証機関が請求される側に回るということにならないよう、検討が必要であると思う。

○ 機構

第二種奨学金(海外)は現在、人的保証と機関保証を組み合わせた保証となっている。これについては、まず連帯保証人と保証人に対して督促を行い、その後で保証機関に対して代位弁済請求をしている。連帯保証人と保証人については、保証依頼書のなかで保証機関に対する求償権を放棄するという特約をしている。

新たな保証制度については、他機関で例がないか、PWCに調査を依頼中である。機関保証制度は、そもそも、18歳自立型社会構築支援のための制度という位置づけである。そのため、これに人的保証を追加することは、制度の創設目的と反するものにならないかという懸念がある。また、こういった人的保証と機関保証を組み合わせた場合の保証料の設定が非常に困難な作業になると思う。

第二種奨学金（海外）についても、代位弁済の実績はあるので、次回の委員会で提示する。

◎ 委員

第二種奨学金（海外）の保証形態は1種類しかないのか。例えば、保証する金額を大まかに二分し、別々に運用するという方法も考えられるのではないか。

○ 機構

第二種奨学金（海外）の保証形態は1種類である。保証料率は、国内の奨学金と同じ率が設定されている。これは、海外に留学した場合、そのまま海外で就職することも多いため、リスクヘッジとして人的保証もつけている。

新たな保証制度においては、機構は本人だけに請求し、連帯保証人（人的）が生きてくるのは、保証機関が求償権を行使するときであると考えている。

◎ 委員

奨学金規模の増大、機関保証加入率の増加に伴い、今後、保証機関における求償権の回収促進が必要との認識があり、保証機関における求償権の回収促進策等（取組事例）の一例として、新たな保証制度の検討がある。この機関保証と人的保証を組み合わせた新たな保証制度については、十分な検討が必要であるが、仕組みを考える際重要なことは、保証機関において、求償権の回収がいかに図られるかという点である。

◎ 委員

機関保証における求償権の回収促進ということだが、現在、保証機関は8名体制である。サービサーによる回収委託も平成23年度から始めたばかりであるため、新たな制度設計については、相当に検討していただく必要がある。

第二種奨学金（海外）の代位弁済実績は、これまで10件程度であった。そのため、第二種奨学金（海外）の例があるからといって、新たな保証制度について検討するのは時期尚早であり、このような求償権の回収促進策を求められても、保証機関としては現時点では対応できないと思う。

◎ 委員

保証機関におけるサービサーの活用については、非常に効果が出ているとのことだったので、求償権の回収促進策については、現状の強化を第一に考えていくのがよいのではないか。

現状の制度に加えて、新たな保証制度を創設しても、その制度を選択する者はいないのではないか。

◎ 委員

保証機関におけるサービサーの有効活用について、具体的にはどういったことをこれまで

以上に活用していくかのイメージはあるのか。

○ 機構

機構に蓄積されたサービス活用のノウハウを協会へ提供し、保証機関におけるサービスの有効活用に活かしていきたいと考えている。

□ オブザーバー

新たな保証制度については、機関保証制度の健全性確保のための取り組みであるので、保証機関の体制づくり等も含めてパッケージで検討していく必要があると思う。

現状の強化とともに、どのような方策があるのかについても検討していく必要があるだろう。

まだ実績がなく、どのように影響があるのか分からないが、今年度の財政収支シミュレーションにおいては、新たに導入された所得連動返還型無利子奨学金の影響を考慮した分析となっているのか。

● 分析業務受託業者

所得連動返還型無利子奨学金については、いまのところ括りだして分析することは行っていないが、今後検討する。

◎ 委員

新たな保証制度は、機関保証制度の財政をいかに健全にするかという視点からの一つのアイデアである。保証機関の業務が円滑に実施できるように配慮しながら、他の方策とも併せて健全にしていくことを狙いに検討を進めていく。

(了)